

富津市国民健康保険運営協議会会議録

| | |
|---------------|--|
| 1 会議の名称 | 平成24年度 第1回富津市国民健康保険運営協議会 |
| 2 開催日時 | 平成24年5月23日(水) 午後2時5分～午後3時00分 |
| 3 開催場所 | 富津市役所 2階 第2委員会室 |
| 4 審議等事項 | 議件 (1)富津市国民健康保険運営協議会副会長の選出について (2)富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について(諮問事項) (3)平成24年度国民健康保険税の按分率(案)について(諮問事項) 報告事項 (1)平成23年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込について |
| 5 出席者 | 委員 枚崎兆延 渡辺早苗 飛澤三郎 鮎川和子 山寄智子 高梨良勝 福原敏夫 松原和江 事務局 佐久間清治 正司富夫 村上泰隆 島田 守 藤寄勉 渡邊房男 栗本聖子 吉田智一 |
| 6 公開又は非公開の別 | 公開 ・ 一部公開 ・ 非公開 |
| 7 非公開の理由 | |
| 8 傍聴人数 | 0人(定員2人) |
| 9 所管課 | 健康福祉部 国民健康保険課 国民健康保険係 電話 0439(80)1271 |
| 10 会議録(発言の内容) | 別紙のとおり |

平成24年度 第1回富津市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日時 平成24年5月23日(水) 開会 午後2時 5分
閉会 午後3時00分
- 2 場所 富津市役所 2階 第二委員会室
- 3 出席委員
杵崎 兆延 (1号委員)
渡辺 早苗 (1号委員)
飛澤 三郎 (1号委員)
鮎川 和子 (1号委員)
山崎 智子 (2号委員)
高梨 良勝 (3号委員)
福原 敏夫 (3号委員)
松原 和江 (3号委員)
- 4 欠席委員
高本 建基 (2号委員)
三枝 奈芳紀 (2号委員)
平川 恵敏 (2号委員)
永井 庄一郎 (3号委員)
- 5 議件
(1) 富津市国民健康保険運営協議会副会長の選出について
(2) 富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について
(諮問事項)
(3) 平成24年度国民健康保険税の按分率(案)について(諮問事項)
- 6 報告事項
(1) 平成23年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込について
- 7 その他
平成24年度富津市国民健康保険運営協議会委員視察研修について
- 8 事務局職員
佐久間市長 正司健康福祉部長 村上納税課長
島田国民健康保険課長 藤寄国民健康保険係長
渡邊長寿医療係長 栗本特定健診推進係長 吉田主任主事

渡邊係長 　ただ今より、平成24年度第1回富津市国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。それでは、お手許の次第により進めさせていただきます。

　なお、富津市国民健康保険運営協議会の委員定数は、12名でございます。本日、8名の委員の方に出席いただいておりますので運営協議会は成立いたします。

　それでは、高梨会長よりごあいさつをお願いします。

高梨会長 　皆さん、こんにちは。

　お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。今年度初めての会議になるわけですが、ご承知のとおり到我々の担当している国保は、いま全国でも注目をされている委員会でございます。市民に皆さんの負託に応えられるように一生懸命、皆さんと力を合わせて頑張りたいと思いますのでよろしくどうぞお願いします。

渡邊係長 　ありがとうございました。

　続きまして、佐久間市長よりごあいさつ申し上げます。

佐久間 　皆さん、こんにちは。

市長 　ご多用の中を富津市国民健康保険運営協議会に出席を賜りましてありがとうございます。また、日頃より国民健康保険事業の運営に深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

　さて、国民健康保険制度は、急速な高齢化の進展や昨今の経済不況を受け、国保財政は極めて厳しい運営状況にあります。

　こうした中で、今年1月、厚労省と全国知事会、全国市長会及び全国町村会による「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」がなされました。

　その合意事項は、社会保障と税の一体改革により、市町村国保に2,200億の新たな公費を投入し、保険基盤安定制度の拡充、財政運営の都道府県単位化を推進し、保険財政共同安定化事業の対象医療を1円まで引き下げる等でございます。

　この内容を盛り込んだ政令が、4月6日に公布され、27年度から実施されることとなりました。

　今後、国の情報を的確に把握し、国や県の補助金の確保を図るとともに、医療費の適正化、抑制に鋭意努力してまいりますので、委員の皆様方のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

　また、本日の会議内容につきましては、議題として3議件、報告事項として1件でございます。

　よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。あいさつといたします。

渡邊係長 　続きまして、次第の4「富津市国民健康保険運営協議会委員の紹介」でございます。健康福祉部長の正司からご紹介申し上げます。

す。

正司部長 それでは、本日出席されております、委員の方からご紹介いたします。

（委員紹介）

なお、本日は欠席されておりますが、3号委員の永井委員が新たに委員になられましたのでご紹介いたします。

次に職員を紹介いたします。

（職員紹介）

渡邊係長 続きまして、次第の5の議事でございます。富津市国民健康保険条例施行規則第6条に「運営協議会の議長は会長とする。」と規定されておりますので、議事進行は、高梨会長にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

高梨会長 それでは慣例に従いましてしばらくの間、議事進行させていただきます。

ご案内のとおり議件が3件、報告事項が1件と以上4項目でございますが、最初に、議件の(1)「富津市国民健康保険運営協議会副会長の選出について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

島田課長 お手許にございます資料の1ページをご覧ください。

国民健康保険法施行令の抜粋を記載しております。第5条第1項に「協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。」とあり、第2項に「会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。」とありますので、副会長を公益を代表する委員の中から全委員による選挙により当選人を決定していただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。

高梨会長 事務局の説明は終わりました。選挙といってもいろいろな方法がありますが、如何いたしましょうか。

飛澤委員 はい。指名推薦の方法が良いと思います。

高梨会長 ただ今、選挙の方法は、指名推薦というご意見がありましたが、副会長の選挙は、指名推薦の方法で行うということで、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

高梨会長 それでは、指名推選の方法による選挙に決定されました。澤田副会長の後任はどなたがよろしいでしょうか。

杵崎委員 はい。福原委員を副会長に推選いたします。

高梨会長 ただ今、推選されました福原委員を副会長に指名し、当選人に決定することで、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

高梨会長 それでは異議なしと認めます。福原委員に副会長をよろしくお願ひします。

福原副会長 それでは皆さんの推挙を受けまして副会長ということですが、高梨会長のもとで補佐をしながら、大変厳しい国保の運営でございますが、皆さんと共にこの委員会の運営をしていきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

高梨会長 それでは、議件（２）富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について、諮問したいと思ひますので、事務局の説明を求めます。

島田課長 議件（２）の富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について、御説明申し上げます。

 それでは、協議会資料つづりの３ページをお開きください。

 はじめに、主な改正理由について説明させていただきます。

 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を設けるため、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定をお願いするものです。

 それでは、具体的な内容につきまして説明させていただきます。

 今回の改正により、「滅失」の定義が、「通常の修繕によっては現状回復できない損壊を含む。」と緩和され、東日本大震災により、滅失したことによって、その居住の用に供することができなくなった方について、その居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例に係る譲渡期間の要件が３年でありましたが、災害にあった日から７年を経過する日の属する年の１２月３１日までの間に延長されました。

 災害等の特例は、附則第５項に規定されておりましたが、附則第１８項を追加することにより、附則第５項を読み替える規定であります。

 国民健康保険税に関する主なものを申し上げますと、居住用財産の譲渡所得の特別控除額３，０００万円を７年間に延長するものです。また、特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所

得の課税の特例、居住用財産の譲渡による収入金額が、買換資産の所得価格以下である場合は、資産の譲渡はなかったものとするなどがございます。

改正附則第1項の規定につきましては、「富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の施行期日を公布の日からと定めるものがございます。

次に、改正附則第2項の規定につきましては、改正後の国民健康保険税条例の規定は24年度以後の年度分について適用し、23年度分までは従前の例によることを定めるものがございます。

なお、参考ですが、近隣の3市におきましても、同様の改正をし、6月議会に上程する予定と聞いております。

以上で、議件(2)の富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)についての説明を終わらせていただきます。

高梨会長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、諮問事項でございます。何かご質問ございますか。

松原委員 　この事例というのは富津市では該当する方はいらっしゃるのでしょうか。

島田課長 　7年に延びましたので今後富津市に転入してきた方が向こうの譲渡をした場合には該当します。今のところありません。

高梨会長 　他に何か質問ありますか。質問もないようですので、以上で審議事項を終了します。富津市国民健康保険税の一部改正(案)について、異議なしということによろしいでしょうか

委員一同 　異議なし。

高梨会長 　それでは、この旨答申いたします。
続きまして、議件(3)平成24年度国民健康保険税の按分率(案)についてですが、報告事項の平成23年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込と関連がありますので、報告と併せて説明を求めます。

藤寄係長 　報告事項(1)の「平成23年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込」について、ご説明申し上げます。

お手許にございます、資料の31ページをご覧ください。表の1番左に科目、その右の(a)列に3月補正後の平成23年度予算現額、その右の(b)列に平成23年度決算見込額、更にその右に決算見込額から予算現額の差引き額、参考としまして平成22年度決算額を記載し表の右半分は科目ごとの説明を記載しています。

それでは、歳入について科目ごとに決算見込額と予算現額を比較しながらご説明申し上げます。

なお、この決算見込額は、平成24年4月末において捕捉している内容を基に見込んで記載しております。

まず、国民健康保険税についてご説明申し上げます。表の中ほどよりやや上に国民健康保険税の計の行があり、その(b)列に決算見込額を記載しています。19億2,754万8千円の決算見込で、予算現額に対して2,606万8千円の増収となる見込みです。これは、3月補正の時点で現年度分86.23%、滞納繰越分14.10%と想定していた収納率が現年度分は86.47%、滞納繰越分は15.86%と見込まれ、主に滞納繰越分が2%近く伸びることが要因でございます。

次に国庫支出金です。合計で16億314万2千円の決算見込で予算現額に対して9,498万6千円の増額となる見込みです。これは、療養給付費負担金の算定係数の変動と調整交付金のうち経営姿勢が良好である団体に交付される特別調整交付金、いわゆる特々調の増加が主な要因でございます。

なお、療養給付費負担金は一般被保険者の保険給付費等の34%相当額が交付されるものですが、8ヶ月分の給付実績額と4ヶ月分の給付見込額の合計額に補正係数を乗じて交付されているため、平成24年度においてその精算を行います。

また、特定健康診査等負担金、出産育児一時金補助金及び高齢者医療制度円滑運営事業補助金についても平成24年度において精算を行います。

次に災害臨時特例補助金です。この補助金は、東日本大震災において被災した被保険者に対して減免した国民健康保険税及び一部負担金の10分の8を国が交付するものです。10万1千円が決算見込です。

次に療養給付費等交付金です。この交付金は退職被保険者に係る保険給付費等の額から退職被保険者に係る国民健康保険税を控除した額が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。2億4,705万4千円の決算見込みです。これは、翌年度に精算を行います。

次に前期高齢者交付金です。高齢被保険者の偏在による医療保険者間の財政調整を行う目的で社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。15億3,324万円の決算見込みです。

内容は、平成21年度の概算交付額が過少交付だったことにより、平成23年度の概算交付金14億971万3千円に平成21年度精算額1億2,352万7千円を加えたものでございます。また、この平成23年度の概算交付金は翌々年度の平成25年度に精算を行うこととなっております。

次に県支出金です。合計で3億3,127万1千円の決算見込で予算現額に比べ2,743万1千円の増収が見込まれます。こちらにつきましては、その保険者の取組み状況によって交付される特別調整交付金の増収が主な要因でございます。

次に共同事業交付金です。これは医療費の額が30万円を超える場合の8万円を超える部分の額から前期高齢者交付金相当額を

控除した額の59%が千葉県国民健康保険団体連合会で行っている高額療養費支払いのための再保険事業である、共同事業から交付されるもので、予算現額に比べ4,408万円増の7億7,210万2千円の決算見込みとなります。これは対象医療費の増加によるものでございます。

次に繰入金です。予算現額の5億4,644万3千円に対して、1,316万7千円減の5億3,327万6千円の決算見込みです。物件費繰入金及び出産育児一時金繰入金の減少が主な要因でございます。

次に繰越金です。平成22年度からの繰越金で1億3,625万円です。

次にその他の収入です。国民健康保険税の督促手数料、延滞金、不当利得や第三者行為求償による保険給付費の返納金、国民健康保険団体連合会交付金などの収入で、2,563万6千円の決算見込です。

以上の歳入の合計で、予算現額に対しまして、2億1,693万円増の71億951万9千円の決算となる見込みです。

続きまして歳出についてご説明申し上げます。32ページをご覧ください。

まず、Aの総務費です。これは国民健康保険を運営するための事務費及び職員給与費で1億7,243万6千円の決算見込みです。この部分は、すべて一般会計から繰入が行われます。

次に保険給付費です。中ほどより下に保険給付費の計の行があります。予算現額に対しまして5,771万9千円減の44億3,657万2千円の決算見込です。

これは、3月補正の時点で平成23年12月までの支払実績から3.16%と見込んだ被保険者1人当たり給付費の対前年度伸び率が1.83%だったことによるものです。

次にGの後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度を支援するため後期高齢者医療の保険給付費の40%相当額を社会保険診療報酬支払基金へ拠出するもので7億8,151万8千円の決算見込となります。

内容は、平成23年度の概算納付額8億4,363万9千円から平成21年度の超過納付額6,220万円を控除し、事務費79千円を加えたものです。また、この平成23年度の概算納付額は翌々年度の平成25年度に精算することとなります。

次にHの前期高齢者納付金等は、高齢被保険者の偏在による医療保険者間の財政調整を行う前期高齢者交付金の被保険者数割の社会保険診療報酬支払基金への拠出金で、232万1千円の決算見込みです。これも、平成21年度の精算分と平成23年度の概算納付分です。

次にIの老人保健拠出金は、平成20年度に社会保険診療報酬支払基金へ概算納付してあります拠出金の精算分で4万8千円の決算見込みです。

次にJの介護納付金は、介護保険給付費の30%相当額を医療

保険者として負担するために社会保険診療報酬支払基金へ拠出するもので3億7,541万5千円の決算見込みとなります。

内容は、平成23年度概算納付額3億8,497万3千円から平成21年度の超過納付額955万8千円を控除したものでございます。これも、平成23年度の概算納付額は、翌々年度の平成25年度に精算を行うこととなります。

次にKの共同事業拠出金については、国民健康保険団体連合会で事業運営する医療費の額が30万円を超える場合の高額療養費の支払いのための再保険事業である共同事業に対する拠出金で、千葉県全体では高額医療費が減少したことや、対象医療費から控除となる前期高齢者交付金が増額したことなどから予算現額に対して8,408万2千円減の7億1,595万8千円の決算見込みとなります。なお、拠出金の確定時期が2月中旬であるため、3月補正には諮れず決算見込額との差引きにつきましては、8,400万円の減額となっております。

次にLの保健事業費につきましては、特定健康診査の事業費、短期人間ドックの助成費用及びレセプト点検などの費用で予算現額に対して813万6千円減の7,094万3千円の決算見込みです。

次にMのその他の支出につきましては、基金積立金、過誤納国民健康保険税の還付金、国県支出金返還金などで、予算現額に対しまして329万2千円減の1億7,865万7千円の決算見込みです。

以上の歳出を合計しまして、67億3,386万8千円の決算見込みとなり、歳入による2億1,693万円の増額、歳出による1億5,887万6千円の減額から下の表にありますとおり3億7,565万1千円の剰余金が生ずる見込みです。

なお、療養給付費等負担金などの精算のため剰余金のうち、およそ7,000万円を返還の財源とする見込みであります。

以上で、報告事項(1)の「平成23年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込について」の説明を終わります。

高梨会長

議件(3)平成24年度国民健康保険税の按分率(案)について説明を求めます。

島田課長

議件(3)平成24年度国民健康保険税の按分率(案)について説明します。資料の30ページをご覧ください。

国民健康保険給付費の財源ですけれども、公費負担といわれるもの、国県の補助金が50%、国民健康保険税で50%をまかっています。療養給付費等負担金について、平成24年度から32%となり、昨年まで34%でしたので2%の減になります。この2%の部分が、県調整交付金が昨年まで7%でしたので、平成24年度から9%になっています。これは広域化の一環ということで、国から県に割り振られたものです。左の の歳出から決めていきます。保険給付費、出産育児一時金、葬祭費、保健事業費

などを見積もりまして、国及び県の補助金等を差し引き、国民健康保険税の算出額を割り出します。被保険者の被保数、世帯数を把握し、その所得や、固定資産税を把握します。下の表にあります国民健康保険税の内訳ですが、所得割、資産割、これはいわゆる応能割で担税能力に合わせて課税されるものです。均等割、平等割は応益割で、これは幅広く皆様に負担していただくもので、応能割と応益割の割合が各々50%になるように算出します。

次に27ページご覧ください。

上の平成24年4月末で今年度の固定資産税と所得になります。下の表が、1月に平成24年度当初予算時に見込んだもので所得割のところでは平成24年度当初予算に比べて8億1,700万円程減っています。これは被保険者数も減っていることでもあります。やはり所得が落ち込んでいることで、当初予算との収入見込みの差異の3,153万5千261円が当初予算時よりも見込みが落ちています。

28ページの後期高齢者支援金等課税額分についても933万1千896円の減、29ページの介護納付金課税額についても1,066万2千554円の減収が見込まれ、この3つの計が5,152万9千711円の減収の見込みです。この減収分については、国県補助金の獲得、滞納整理の強化で補いたいと考えています。

26ページをご覧ください。

平成24年度の国民健康保険税按分率については平成23年度から据え置きでお願いしたい所存です。以上で、説明を終わります。

高梨会長 以上で説明が終わりましたが、これについて何か質問はございますか。

松原委員 32ページの平成23年度の決算見込みの差引額が3億7千5百万円ですけれども、この中から先ほどの説明ですと、7千万円ぐらい返還する財源が必要であるということで、それを引いても3億円の差引残高がでたということですね。

また、市民の所得が減ったので、見込みよりも5千万円の収入の減る見込みがあることで3億円から5千万円を引いても2億5千万円が残るということで、それに対してどのように考えていますか。

島田課長 確かに2億5千万円が残りますけれども、富津市の場合、財政調整基金の積み立てがございません。予算の中で予備費というものも5百万円しかありません。先ほどの説明のとおり減収が5千万円見込まれるとういことでプラス要因がないなかで、医療費給付費について例えばインフルエンザ等の感染症が流行った場合、1億から2億円は消えてしまいます。

平成23年度決算見込みは藤寄係長のほうから説明がありまし

たが、平成25年度の精算部分の関係もございます。そういうもののために2億5千万円は貴重な財源とういことで考えています。

松原委員 先ほど2億5千万円はこれからの予備費で取っておくということですが、実際、市民の収入が凄く減っている訳です。当初の見込みより減っているということは、市民が苦しんでいる訳ですから、これに対して、どういう風に返していくか、保険税を下げる方向で検討できないかということです。そういうことは考えていませんか。

島田課長 これについては以前、厚労省からの通知が来ています。基金の積み立てが何パーセントがよいのか。5%なのか、10%なのか、議論がございます。ましてや下げるといようなことになりますと、厚労省からの見解ですと保険給付費の25%程度の基金がなければ引き下げることにはできないとあります。富津市の場合ですと、10億円以上なければ引き下げることができないとなりますので、引き下げは難しいと考えます。

高梨会長 他に何か質問ありますか。質問もないようですので平成24年度富津市国民健康保険税の按分率(案)について、諮問のあったとおりとする旨、答申することによろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

高梨会長 それでは、この旨答申いたします。
答申書の書面については、私に一任いただけますでしょうか。

委員一同 異議なし。

高梨会長 続いて、その他ですが事務局から何かありますか。

島田課長 毎年行われている運営協議会委員の研修会が7月末から8月上旬にホテル千成で行われる予定です。例年これに併せまして、運営協議会を開催したいと考えていますのでお願いします。
また、例年10月末に行われております、運営協議会委員の視察研修について、実施するかお諮りしたい。なお、実施する場合は視察の内容等についてご意見いただきたいと存じます。

高梨会長 事務局から説明がありましたが、4市の研修会は毎年行っているものですからよろしいかと思えます。
次の委員の視察研修ですが、今年も先進地の研究をしたほうがよいかと思えます。如何でしょうか。

委員一同 異議なし。

高梨会長 視察の内容ですが、去年は収納率の視察をしました。皆さんからどのような視察がよいか、ご意見ございますか。

福原副会長 収納率と、国保または市の行政において、国保にかからない手段をどのような施策をしているか、先進事例を挙げていただきたいと思います。

高梨会長 事務局で調査してもらい、次回協議会で報告してもらうことでよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

高梨会長 ほかに何かございますか。

松原委員 先ほどの収納率のところ、按分率の件で応益負担と応能負担は各々50%が望ましいと説明がありましたが、富津市の場合は応能率が高いということですね。

島田課長 はい。53.68%と46.32%になります。平成21年度までは応益割が45%を下回りますと、基盤安定負担金が下がってしまうこととなりました。

松原委員 国保の運営が大変なのはわかりますが、均等割は一人ひとりが課税されるもので、赤ちゃんまで課税するわけです。国保税の負担が大変という大きな原因だと思います。所得割を多くする必要があるのではないかと思いますが。

島田課長 ある程度の率を下げてしまうと、基盤安定負担金が下がってしまうことがあります。先ほど、ご説明した平成27年度から高校生以下については9割軽減していくと国が見解を示しているの、富津市としてもそうしてもらえればと考えています。

松原委員 国保に加入している人の収入が少ない。年金所得者や非雇用者の人などが加入していて、国保ができたときと違った収入体系になってきている訳です。だんだん市民も負担が重いと感じていて、収納率が悪くなってきていると思います。根本的な原因として国からの負担金が下げられてきていることが大きな要因かと思いますが、それに対する対策はどうされていますか。

島田課長 市としても、市町村の財政状況が大変厳しいことから国負担金の拡大について、国保制度改善強化全国大会、またはその時に併せて国会議員に要望書を手渡しています。

松原委員 それに対して、どのような回答がありましたか。

島田課長 税と社会保障の一体改革のなかで、新たに公費を2,200億円投入することが、要望事項の一つであったと思います。

高梨会長 富津市は特々調の交付を受けています。その基準を皆さんに知っていただく必要があると思います。
千葉県で交付を受けている団体数はいくつありますか。

島田課長 県内で3分の1と決まっています。17市から18市と思われるます。

高梨会長 交付を受ける条件があると思いますが。

島田課長 はい。項目がありまして、医療費通知や退職者医療への切り替えや居所不明者の調査などがありまして、点数制になっています。高い団体が交付を受けられることになっています。
平成22年度までですと、近隣4市の中では富津市のみとなっています。

高梨会長 今までにどのくらい交付を受けていますか。

島田課長 平成2年度から平成23年度までで約18億円の交付を受けています。

高梨会長 経営努力が認められないと交付を受けられないと聞いています。
そういう経営努力していることを納税者に対して説明していく必要があると思います。

松原委員 もしも、特々調の交付を受けていなかったら、富津市の保険税は上がるということですか。

島田課長 はい、そうです。

松原委員 富津市は交付を受けていても、保険税が高い訳ですが、他市の状況はどうでしょうか。

正司部長 保険税が高い背景としては、富津市はかなり高齢化が進んでいて、それに伴い医療費も増えていくことは自然の摂理でございます。そういった面で保険税を上げざるを得ないところです。
富津市としても歳入確保には特々調の確保として毎年いろいろな事業を展開しております。
今年では特定検診の関係で天羽の湊地区をモデル地区としまして講演会を行いました。今後いろいろな事業を展開しまして国保財源になるような事業を展開したいと考えています。

高梨会長

各市町村の保険税の高い安いもありますが、高齢者が多いところで病院にかかる人も多いなら、医療費が高くなりますから、地域で条件も違う訳です。一律に他市町村と比較するのは難しいということですね。

他に何かございますか。ないようでしたら、以上で第1回富津市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。

(午後3時00分閉会宣言)

上記のとおり会議の経過を記載し、事実と相違ないことと証するためにここに署名する。

平成24年5月23日

議事録署名人